

証券コード 7949  
平成29年6月6日

株 主 各 位

石川県小松市工業団地1丁目72番地  
小松ウォール工業株式会社  
代表取締役社長 加納 裕

## 第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、来る平成29年6月22日（木曜日）午後5時20分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時（午前9時より受付開始）
2. 場 所 石川県小松市工業団地1丁目72番地  
当社本店 2階会議室
3. 目的事項  
報告事項 第50期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
事業報告および計算書類の内容報告の件

## 決 議 事 項

- 第1号議案 第50期剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.komatsuwall.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎株主総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただきご意見を賜りたいと存じます。

## <添付書類>

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## I. 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

当事業年度のが国経済は、個人消費が低調に推移するなど景気を下押しするリスクは残るものの、政府の各種政策により企業収益や雇用環境に改善の動きが見られ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況にあって当社は、ものづくりの原点である品質第一を最重要テーマに掲げ、生産体制の整備を進めてまいりました。また、営業案件1件当たりの製品カバー率を高めることにより、受注高の伸張に注力してまいりました。これに加え、新工場の稼働や全国支店営業所の移転・新築（福岡支店、他10拠点）を実施するとともに、人材の教育・育成を積極的に進めており、福祉・厚生施設向けのドアやトイレブース製品の開発、多能工教育による作図の標準化・自動処理化の充実にも取り組んでまいりました。営業部門においては、見積獲得額が伸張するなど受注高および受注残高にその効果が現れてきており、生産部門においては、新工場の稼働、機械・設備の新規導入・更新を完了したことが生産能力の増加に寄与しております。

経営成績につきましては、官公庁向けは全体として低調に推移したものの、民間向けでは事務所・オフィス、工場・生産施設が堅調に推移しており、品目別では、可動間仕切、トイレブースが堅調に推移いたしました。

売上高全体としては295億68百万円となり、前事業年度比0.8%の増加でありましたが、受注高は前事業年度比8.6%、受注残高は前事業年度比16.7%の大幅な増加となりました。

利益面につきましては、営業部門における個別工事案件ごとの適正な利益率の確保、生産部門における生産性の向上、設計部門における多能工教育による作図の標準化・自動処理化を推進し、経営の効率化を進めたものの、売上総利益率が36.5%（前事業年度比1.5ポイント減少）にとどまりました。また、業容拡大を目的とする積極的な人材確保や設備投資により人件費等の固定費が増加したため、販売費及び一般管理費の増加を吸収しきれず、その結果、営業利益20億59百万円(前事業年度比29.0%減)、経常利益21億55百万円(前事業年度比25.9%減)、当期純利益17億63百万円(前事業年度比15.5%減)となりました。

品目別の売上高につきましては、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

品目	年度別	前事業年度		当事業年度		前事業年度比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
可動間仕切		8,851	30.2 %	9,592	32.4 %	108.4 %
固定間仕切		8,083	27.6	7,620	25.8	94.3
トイレブース		5,522	18.8	5,834	19.7	105.7
移動間仕切		4,962	16.9	4,556	15.4	91.8
ロ－間仕切		639	2.2	623	2.1	97.5
その他		1,273	4.3	1,341	4.6	105.4
計		29,332	100.0	29,568	100.0	100.8

## 2. 設備投資および資金調達の状況

当事業年度における設備投資については、R & Dセンターの新設、加賀工場および第三工場の既存機械装置の維持更新および営業拠点の移転、新築等を中心に総額19億33百万円となり、所要資金については自己資金を充当しております。

## 3. 会社が対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、新興国や資源国を中心として世界経済の減速懸念は残るものの、国内における個人消費の持ち直しや輸出の増加基調が継続することで企業業績の改善が進み、経営環境は回復に向かうことが期待されます。

このような状況にあって当社は、お客様により近く、よりスピーディーに製品、サービスの提供をするため、顧客ニーズに対応した営業活動を推進し、当社の特長である「設計指定活動」による受注活動を押し進め、受注から設計、製造、販売、施工、サービスまでの「自社一貫システム」を活かして、より多くの製品を迅速に提供してまいります。また、2020年の東京オリンピック開催に向けた建設計画等が動き出し、市場の活性化による競争が激化する中において、拡大する需要に対し着実に成果を上げるべく、人材の教育・育成を積極的に進め、更なる経営の効率化を図り、業績の拡大に努めてまいります。

#### 4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第47期	第48期	第49期	第50期 (当事業年度)
売 上 高	28,975	30,280	29,332	29,568
経 常 利 益	3,950	3,880	2,910	2,155
当 期 純 利 益	2,265	2,496	2,086	1,763
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	224円35銭	247円22銭	216円44銭	191円33銭
総 資 産	32,901	35,120	34,509	35,302
純 資 産	26,935	28,911	28,492	29,782
1 株 当 た り 純 資 産	2,667円55銭	2,863円20銭	3,091円47銭	3,231円33銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は期末株式数に基づき算出しております。  
3. 当事業年度の業績変動については、「1. 事業の経過および成果」を参照してください。

#### 5. 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

#### 6. 主要な事業内容

当社は間仕切製品の専門メーカーとして、可動間仕切、固定間仕切、トイレブース、移動間仕切、ロー間仕切等の製造、販売および施工を主とし、事業を展開しております。

## 7. 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	石川県小松市	水 戸 営 業 所	茨城県水戸市
第 一 工 場	//	千 葉 営 業 所	千葉県美浜区
第 二 工 場	//	東 京 第 二 営 業 所	東京都千代田区
第 三 工 場	//	八 王 子 営 業 所	東京都八王子市
加 賀 工 場	石川県加賀市	川 崎 営 業 所	川崎市幸区
札 幌 支 店	札幌市西区	浜 松 営 業 所	浜松市東区
仙 台 支 店	仙台市宮城野区	岐 阜 営 業 所	岐阜県岐阜市
仙 台 第 一 支 店	//	三 重 営 業 所	三重県津市
新 潟 支 店	新潟市中央区	滋 賀 営 業 所	滋賀県大津市
前 橋 支 店	群馬県前橋市	和 歌 山 営 業 所	和歌山県和歌山市
さ い た ま 支 店	さいたま市北区	奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
さ い た ま 第 一 支 店	//	神 戸 営 業 所	神戸市中央区
東 京 支 店	東京都千代田区	岡 山 営 業 所	岡山市南区
東 京 第 一 支 店	//	高 松 営 業 所	香川県高松市
東 京 O S 支 店	//	松 山 営 業 所	愛媛県松山市
横 浜 支 店	横浜市中区	北 九 州 営 業 所	北九州市小倉北区
横 浜 第 一 支 店	//	熊 本 営 業 所	熊本市北区
長 野 支 店	長野県松本市	宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
名 古 屋 支 店	名古屋市瑞穂区	鹿 児 島 営 業 所	鹿児島県鹿児島市
名 古 屋 第 一 支 店	//	東 日 本 統 括 課	東京都江戸川区
京 都 支 店	京都市伏見区	西 日 本 統 括 課	大阪府吹田市
大 阪 支 店	大阪市西区	仙 台 サ ー ビ ス セ ン タ ー	仙台市宮城野区
大 阪 第 一 支 店	//	さ い た ま サ ー ビ ス セ ン タ ー	さいたま市北区
広 島 支 店	広島市南区	横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー	横浜市港北区
福 岡 支 店	福岡市博多区	名 古 屋 サ ー ビ ス セ ン タ ー	名古屋市瑞穂区
福 岡 第 一 支 店	福岡市東区	京 都 サ ー ビ ス セ ン タ ー	京都市伏見区
青 森 営 業 所	青森県青森市	南 大 阪 サ ー ビ ス セ ン タ ー	堺市美原区
盛 岡 営 業 所	岩手県盛岡市	神 戸 サ ー ビ ス セ ン タ ー	神戸市西区
福 島 営 業 所	福島県郡山市	広 島 サ ー ビ ス セ ン タ ー	広島市佐伯区
宇 都 宮 営 業 所	栃木県宇都宮市	福 岡 サ ー ビ ス セ ン タ ー	福岡市東区

(注) さいたま第一支店は、平成29年4月1日より営業を開始しております。

## 8. 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,279名	85名増	35.8歳	11.9年

(注) 従業員数には、嘱託およびパートタイマー（計28名）は含まれておりません。

## II. 会社の現況 (平成29年3月31日現在)

### 1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,903,240株 (自己株式1,436,881株含む。)
- (3) 株主数 7,039名 (前事業年度比69名減)
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社加納アネシス	1,731,849 株	18.29 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	676,300	7.14
株式会社北國銀行	442,280	4.67
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託口)	294,300	3.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	216,300	2.28
小松ウォール工業従業員持株会	197,040	2.08
有限会社マルヨ	193,000	2.04
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	161,100	1.70
明治安田生命保険相互会社	154,600	1.63
株式会社北陸銀行	141,600	1.50

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (1,436,881株) を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、信託業務に係るものであります。
3. 資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する294,300株には、「株式給付信託 (BBT)」に係る信託財産249,600株が含まれており、計算書類においては自己株式として処理しております。

### 2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役に関する事項

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
加納 裕	代表取締役社長	社長執行役員
鈴木 裕文	取締役	常務執行役員経理本部長
万仲 秀和	取締役	常務執行役員生産本部長兼生産管理部長
本彦 義夫	取締役	執行役員総務本部長
山田 新一	取締役	執行役員営業本部長
松本 茂	取締役 (常勤監査等委員)	
山口 徹	取締役 (監査等委員)	株式会社共和工業所取締役会長
宮前 悟	取締役 (監査等委員)	弁護士法人米澤・宮前法律事務所
松木 浩一	取締役 (監査等委員)	松木浩一公認会計士・税理士事務所所長 株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役

- (注) 1. 当社は、平成28年6月24日開催の第49期定時株主総会の決議に基づき、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。この移行に伴い、取締役 山口徹氏、常勤監査役 松本茂氏、監査役 宮前悟氏および松木浩一氏は任期満了により退任し、取締役（監査等委員）に就任しております。
2. 取締役（監査等委員）山口徹氏、宮前悟氏および松木浩一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
4. 取締役（監査等委員）山口徹氏および松木浩一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中の異動は次のとおりであります。
- (就任)  
取締役 山田新一氏は、平成28年6月24日開催の第49期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- (退任)  
取締役 牛島覚氏は、平成28年6月24日付にて任期満了となり退任いたしました。
6. 取締役（監査等委員）松木浩一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、山口徹氏、宮前悟氏および松木浩一氏との間で、会社法第427条第1項の規定および定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7名 (1)	167百万円 (うち社外取締役1名 0百万円)
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3)	15百万円 (うち社外取締役3名 2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	5百万円 (うち社外監査役2名 0百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (6)	187百万円 (うち社外役員 6名 3百万円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人の給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員を除く）に支払った報酬には、当事業年度中の退任取締役2名に対する報酬額を含めて表示しております。
5. 監査役に支払った報酬には、当事業年度中の退任監査役3名に対する報酬額を表示しております。
6. 合計に表示している人数は延べ人数であり、実際の人数は10名（うち社外3名）であります。
7. 上記の報酬のほか、取締役（監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。）6名に対して、業績連動型株式報酬として、役員株式給付規定に基づき、役員株式給付引当金繰入額28百万円を計上しております。当該株式報酬については、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、上記で記載の報酬限度額とは別枠として決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員） 山口徹氏は、株式会社共和工業所取締役会長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

取締役（監査等委員） 宮前悟氏は、弁護士法人米澤・宮前法律事務所の業務執行者を兼務しております。なお、当社と同事務所の共同パートナーである米澤弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。

取締役（監査等委員） 松木浩一氏は、松木浩一公認会計士・税理士事務所所長および株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役を兼務しております。なお、当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	山 口 徹	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会8回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験からの発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	宮 前 悟	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会2回の全て、および、監査等委員会8回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	松 木 浩一	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会2回の全て、および、監査等委員会8回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査の日程や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬となる見積もりの算定根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 5. 会社の体制および方針

当社は、企業価値を高めるべく、取締役会で定める「内部統制システム構築に関する基本方針」等に基づき、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### (基本理念)

われわれは、常に一流を指向し、内に礼節、勤勉、誠実を心がけ、積極果敢に行動します。

- 一. 常に需要の動向を的確にとらえ、より良い製品、サービスを提供します。
- 一. 顧客に奉仕し、明るい職場環境をつくり、従業員の生活向上を図ります。
- 一. 限りない情熱と、たゆまぬ努力を重ね、企業の発展を期し社会のために尽します。

#### (行動指針)

私たちの目指すところは、誠実かつ公正な経営を実現し、企業の社会的責任を果たしていくことです。私たちは次のとおり行動します。

1. 私たちは、顧客の満足を第一とし、常に最高の製品、サービスを提供していきます。
2. 私たちは、法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な企業活動を行います。
3. 私たちは、社員一人ひとりの人権と人格を尊重するとともに、働きやすい企業風土の実現に努めます。
4. 私たちは、ステークホルダーに対して、公正で適切な情報開示に努めます。
5. 私たちは、かけがえのない地球環境を守るため、環境保全の活動を通して社会に貢献します。
6. 私たちは、国際化時代にあって異なる文化的伝統や慣習を尊重します。
7. 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
8. 私たちは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度でのぞみます。

#### (内部統制システム構築に関する基本方針)

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が法令や定款に適合した行動ができるように「行動規範」を制定し、その徹底を図るため社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置して、コンプライアンス体制の強化推進に努める。

また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程に基づき、文書または電子的媒体に記録し、適切に保存・管理する。  
取締役は、それらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の強化推進に努め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を決定する。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を検討する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるための体制を強化する。  
取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項  
当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査に必要な知識・能力を備えた人員を配置する。当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、監査等委員以外の取締役からの指揮は受けないものとする。  
また、当該使用人の人事については監査等委員会の同意を得たうえで決定し、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保する。
6. 監査等委員以外の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の監査等委員以外の取締役および使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告するものとする。  
なお、当該報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要と判断した費用または債務の処理を求めたときは、監査等委員の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその処理を行う。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。

また、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門と情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

#### (反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況)

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、関係排除に取り組んでおります。

1. 不当要求に関する対応統括部署は総務部とし、不当要求防止責任者を設置するとともに、事案により関係部署と協議し対応しております。
2. 石川県企業防衛対策協議会、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター等の指導を受けるとともに、必要に応じて警察署、顧問弁護士等と連携して、反社会的勢力に対する体制を整備しております。
3. 反社会的勢力に関する情報を社内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制に基づき、下記のとおり運用しております。

1. コンプライアンスおよび損失の危険の管理に対する取組みについて

社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスおよび損失の危険に関する情報の管理・集約、対策等の協議を行っております。なお、当事業年度においては、コンプライアンス・リスク管理委員会を3回開催しております。

また、「行動規範」を定め、コンプライアンスやリスク等に関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設置し、問題の早期発見と速やかな改善措置を講じております。

## 2. 取締役の職務執行の効率性を確保する体制について

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名および監査等委員である取締役4名（うち社外3名）で構成し、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要ある時は臨時の取締役会を開催しております。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催し、取締役会規則で定める取締役会付議事項のほか、業績の進捗、対策等について適宜議論を行っております。

また、取締役会を補完する機能として、取締役が参加する会議体を毎月開催しており、経営環境の変化に迅速な対応と意思決定が行える体制をとっております。

## 3. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査等委員会は、監査等委員4名（うち常勤1名、社外3名）で構成し、常勤監査等委員は各種委員会および会議体に出席するほか、社外の監査等委員、内部監査部門、会計監査人との情報交換に努め、連携を高めております。なお、当事業年度においては、監査等委員会を8回開催しております。

また、監査等委員は、主要な業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や関係部門との意見交換が行える体制をとっております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ利益還元を行うことが最も重要であると考えており、収益状況に対応した上で、株主還元の充実を図り、安定配当を継続すること、また、その一方で、企業体質を強化し、業容の拡大に備えて内部留保を充実させることを基本方針としております。この内部留保につきましては、業界内部における競争激化に対処し、コスト競争力を高めるための設備投資等の資金需要に備えるためであり、将来的には収益の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただきます。なお、中間配当金は1株につき30円として実施しておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき60円となる予定です。

以 上

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>19,543</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,328</b>
現金及び預金	7,161	買掛金	1,703
受取手形	2,385	未払金	791
売掛金	7,308	未払費用	140
電子記録債権	1,621	未払法人税等	282
たな卸資産	534	前受金	39
前払費用	75	預り金	22
繰延税金資産	369	賞与引当金	949
その他	89	その他の	399
貸倒引当金	△3	<b>固定負債</b>	<b>1,191</b>
<b>固定資産</b>	<b>15,758</b>	退職給付引当金	1,016
<b>有形固定資産</b>	<b>13,118</b>	役員退職慰労引当金	109
建物	8,957	役員株式給付引当金	26
構築物	900	その他の	38
機械及び装置	6,395	<b>負債合計</b>	<b>5,519</b>
車両運搬具	120	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	906	<b>株主資本</b>	<b>29,684</b>
土地	4,663	資本金	3,099
建設仮勘定	21	資本剰余金	3,035
減価償却累計額	△8,846	資本準備金	3,031
<b>無形固定資産</b>	<b>467</b>	その他資本剰余金	3
ソフトウェア	443	<b>利益剰余金</b>	<b>26,245</b>
その他	23	利益準備金	301
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,173</b>	その他利益剰余金	25,944
投資有価証券	557	特別償却準備金	17
出資金	14	固定資産圧縮積立金	255
長期貸付金	5	別途積立金	14,986
破産更生債権等	13	繰越利益剰余金	10,685
長期前払費用	35	<b>自己株式</b>	<b>△2,696</b>
繰延税金資産	204	評価・換算差額等	97
その他	1,353	その他有価証券評価差額金	97
貸倒引当金	△11	<b>純資産合計</b>	<b>29,782</b>
<b>資産合計</b>	<b>35,302</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>35,302</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		29,568
売上原価		18,774
売上総利益		10,793
販売費及び一般管理費		8,733
営業利益		2,059
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	9	
受取保険金	13	
受取家賃	24	
補助金の収入	64	
その他	9	121
営業外費用		
売上の割引	25	
その他	0	25
経常利益		2,155
特別利益		
固定資産売却益	0	
退職給付制度改定益	389	389
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	8	8
税引前当期純利益		2,537
法人税、住民税及び事業税	659	
法人税等調整額	113	773
当期純利益		1,763

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金						
				特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,099	3,031	-	301	25	256	14,986	9,473	△2,693	28,481	10
当期変動額											
剰余金の配当								△560		△560	
当期純利益								1,763		1,763	
特別償却準備金の取崩					△8			8		-	
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0		-	
自己株式の取得									△402	△402	
自己株式の処分			3						399	403	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											86
当期変動額合計	-	-	3	-	△8	△0	-	1,212	△3	1,203	86
当期末残高	3,099	3,031	3	301	17	255	14,986	10,685	△2,696	29,684	97

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの……移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原 材 料 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品 最終仕入原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数は以下のとおり

建 物 8～50年

構 築 物 7～50年

機械及び装置 10年

車両運搬具 4～5年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産……利用可能期間(5年)に基づく定額法

(ソフトウェア)

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

#### 4. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

##### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成21年6月25日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、当該総会終結時に在任する取締役及び監査役に対し、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することといたしました。これに伴い、当該総会終結時以降については新たな引当金の繰入はありません。

##### 役員株式給付引当金

役員株式給付規定に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

##### 工事契約の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

#### 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

株式給付信託 (BBT)

当社は、平成28年6月24日開催の第49期定時株主総会決議に基づき、平成28年8月30日より、取締役(監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除きます。)及び執行役員(以下、「取締役等」といいます。)の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (= Board Benefit Trust))」を導入しております。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社取締役会が定める「役員株式給付規定」に従って、当社の取締役等に対して、その役位や業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時としております。

取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。

### (2) 信託に残存する自社の株式

当事業年度における本制度の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、当社株式250,000株を取得しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随する費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度402百万円及び249,600株であります。

## 貸借対照表に関する注記

たな卸資産の内訳

製品	73百万円
仕掛品	143百万円
原材料及び貯蔵品	317百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式	普通株式	10,903,240	—	—	10,903,240

### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
自己株式	普通株式	1,686,881	250,000	250,400	1,686,481

- (注) 1 普通株式の自己株式数の当事業年度末株式数には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式249,600株を含めております。
- 2 普通株式の自己株式の増加250,000株は、「株式給付信託(BBT)」の取得による増加であります。また、普通株式の自己株式の減少250,400株は、「株式給付信託(BBT)」への拠出による減少250,000株と、「株式給付信託(BBT)」からの給付による減少400株であります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	276	30.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年10月20日 取締役会	普通株式	283	30.00	平成28年9月30日	平成28年11月28日
計		560			

- (注) 平成28年10月20日取締役会決議に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	283	利益剰余金	30.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日

- (注) 平成29年6月23日定時株主総会決議予定に基づく配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に係る信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	20
賞与引当金	291
未払法定福利費	41
その他の	16
繰延税金資産計	<u>369</u>
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	310
役員退職慰労引当金	33
減損損失	107
会員権評価損	9
その他の	23
繰延税金資産小計	<u>483</u>
評価性引当額	<u>△116</u>
繰延税金資産合計	<u>366</u>
繰延税金負債（固定）	
特別償却準備金	△7
固定資産圧縮積立金	△112
その他有価証券評価差額金	△42
繰延税金負債計	<u>△162</u>
繰延税金資産の純額	<u>204</u>

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	2.0%
試験研究費等の税額控除	△3.5%
評価性引当額の増減	0.3%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>30.5%</u>

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については内部留保資金による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を実施し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、各取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、取引開始時における与信調査、与信枠の定期的な見直しを実施しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。株式は、市場価格の変動リスク及び発行体（主として取引先企業）の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握することとしており、担当役員より代表取締役社長に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金、また未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。当社は、経営計画及び各部門からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより当該リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2 をご参照ください）。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	7,161	7,161	－
(2) 受取手形	2,385	2,385	－
(3) 売掛金	7,308	7,308	－
(4) 電子記録債権	1,621	1,621	－
(5) 投資有価証券 その他有価証券	437	437	－
(6) 買掛金	(1,703)	(1,703)	－
(7) 未払金	(791)	(791)	－
(8) 未払法人税等	(282)	(282)	－

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

### (注)1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、及び(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は、公表されている基準価格によっております。

#### (6) 買掛金、(7) 未払金、及び(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (注)2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	120

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注)3 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	7,151	—
受取手形	2,385	—
売掛金	7,308	—
電子記録債権	1,621	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの		
証券投資信託の受益証券	—	10
合 計	18,467	10

## 退職給付会計に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

なお、当社は従来、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び複数事業主制度による厚生年金基金制度（石川県機械工業厚生年金基金、平成28年7月1日より石川県機械工業企業年金基金に移行。当社は平成28年9月30日任意脱退）を設けておりましたが、平成29年2月1日より、現行の制度へ移行しております。

この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、当事業年度に特別利益389百万円を計上しております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)
退職給付債務の期首残高	4,139
勤務費用	238
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△96
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	△3,171
退職給付債務の期末残高	1,120

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)
年金資産の期首残高	2,389
期待運用収益	14
数理計算上の差異の発生額	△102
事業主からの拠出額	207
退職給付の支払額	△96
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	△2,411
年金資産の期末残高	—

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：百万円)
非積立型制度の退職給付債務	1,120
年金資産	—
未積立退職給付債務	1,120
未認識数理計算上の差異	△103
退職給付引当金	1,016

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)
勤務費用	238
期待運用収益	△14
数理計算上の差異の費用処理額	122
確定給付制度に係る退職給付費用	346
確定拠出年金制度への移行に伴う損益 (注)	△389

(注) 特別利益に計上しております。

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております。)

	(単位：%)
割引率	0.0

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度による厚生年金基金制度及び企業年金基金制度への要拠出額は36百万円であります。

#### 4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は79百万円であります。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,231円33銭
1 株当たり当期純利益	191円33銭

## 独立監査人の監査報告書

小松ウオール工業株式会社

平成29年5月12日

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松ウオール工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告 膾本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

小松ウオール工業株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 松本 茂 ㊟

監査等委員 山口 徹 ㊟

監査等委員 宮前 悟 ㊟

監査等委員 松木 浩一 ㊟

(注) 1. 監査等委員 山口徹、宮前悟及び松木浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は平成28年6月24日開催の第49期定時株主総会の決議により、平成28年6月24日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。平成28年4月1日から平成28年6月23日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第50期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主還元の充実のため安定配当を継続すること、今後の事業発展のため経営体質をより一層強化することなどを考慮して、下記のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金30円                      総額283,990,770円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成29年6月26日

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会より特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	か のう ゆたか 加納 裕 (昭和28年11月26日生)	昭和55年1月 当社入社 昭和59年3月 同 常務取締役 昭和61年3月 同 代表取締役専務 平成元年1月 同 代表取締役副社長 平成4年6月 同 代表取締役社長 現在に至る 平成21年6月 同 社長執行役員 現在に至る	70,512株
(取締役候補者とした理由) 加納裕氏は、昭和59年に取締役に就任後、専務、副社長を経て平成4年より代表取締役社長を務めており、当社における経営の管理を担ってまいりました。豊富な経験と実績を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者としたしました。			
2	まん ちゆう ひで かず 万 仲 秀 和 (昭和28年2月19日生)	昭和54年3月 当社入社 平成5年2月 同 FS事業部長 平成8年6月 同 取締役FS事業部長 平成21年6月 同 執行役員技術部長 平成24年6月 同 執行役員生産本部副本部長 兼生産管理部長兼第一製造部長 兼第二製造部長 平成25年5月 同 執行役員生産本部長兼生産管理部長 兼第一製造部長 平成25年6月 同 取締役 現在に至る 平成26年4月 同 執行役員生産本部長兼生産管理部長 平成28年6月 同 常務執行役員生産本部長 兼生産管理部長 現在に至る	9,700株
(取締役候補者とした理由) 万仲秀和氏は、主に製造および生産管理部門を経て、平成21年より執行役員、平成25年より取締役に務めており、豊富な経験・知識等を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者としたしました。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	※ か のう しん や 加納慎也 (昭和58年9月12日生)	平成23年4月 当社入社 平成26年4月 同 東京支店営業部長 平成28年4月 同 執行役員営業本部副本部長 現在に至る  (取締役候補者とした理由) 加納慎也氏は、主に営業部門を経て、平成28年より執行役員を務めており、豊富な経験・知識等を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といたしました。	6,360株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。  
 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上





# 株主総会会場ご案内図

- 会場 石川県小松市工業団地1丁目72番地  
当社本店 2階会議室  
TEL 0761 (21) 3131 (代)
- 交通 小松空港 タクシー 5分  
<金沢方面から>  
北陸自動車道小松インターチェンジ 車 10分  
<福井方面から>  
北陸自動車道片山津インターチェンジ 車 7分  
ETC専用  
安宅PAスマートインターチェンジ 車 2分  
JR北陸本線小松駅 タクシー15分

